



厚生労働省北海道労働局発表
平成30年4月27日

担 当	厚生労働省
	北海道労働局労働基準部安全課
	安全課長 板倉 満
	主任安全専門官 菅 清
電話：011-709-2311（内 3551）	

死亡労働災害防止の緊急要請を実施

～ 死亡労働災害が2年連続ワーストワン～
－ 北海道労働局長が労働者のみなさまへメッセージを発出－

北海道労働局（局長 福士 亘）は、今般、業界団体等に対して「死亡労働災害撲滅のための緊急要請」を行いましたので、その内容を公表します。

〔緊急要請の概要等〕

- 1 北海道における平成29年の死亡労働災害は81人と前年に比べ4人増加し、平成28年、29年と連続して全国ワーストワンという極めて遺憾な結果となりました。
- 2 今般、北海道労働局では、平成30年4月17日付けで、各業界団体等に対して「死亡労働災害撲滅のための緊急要請」（資料1参照）を行うとともに、労働者への労働局長によるメッセージ（資料2参照）を初めて発出しました。
- 3 本年度から、第13次労働災害防止計画（5か年）がスタートしたところであり、死亡労働災害の撲滅を始めとする安全衛生対策を推進しています。

資料1 「死亡労働災害撲滅のための緊急要請」

資料2 「北海道で働くみなさまへ（安全のお願い）」

資料3 平成29年における死亡労働災害発生状況（確定値）

資料4 第13次労働災害防止計画（リーフレット）

死亡労働災害撲滅のための緊急要請

北海道における死亡労働災害をはじめとする労働災害防止の対策については、労使の皆様をはじめとして、労働災害防止団体等、関係各位の御協力の下、取り組んでいるところです。

平成28年の死亡者数は、77人と全国ワーストワンとなり、これを返上するため、平成29年4月28日、北海道労働局と主要な労働災害関係団体が「緊急共同宣言」を行う等死亡災害撲滅に集中的に取り組んだものの、平成29年の死亡者数についても81人と、2年連続して全国ワーストワンという、極めて遺憾な結果となりました。

さらに、平成30年に入りましても、死亡労働災害は減少しておらず、3月末時点で17人の労働者の尊い命が失われています。

これらの死亡労働災害をみますと、安全衛生管理の取組が不十分であるもの、雇入れ後間もない労働者が被災しているものが少なからず認められるところです。

については、事業者の皆様におかれましては、死亡労働災害撲滅のため、「安全第一」の原点に立ち返った企業の安全衛生活動の総点検を実施していただくよう、緊急に要請いたします。

その際、以下の取組を確実に実施していただきますよう、お願いいたします。

- 1 企業トップをはじめとする安全衛生管理の責任者が自らパトロールを実施するなど、企業内の安全衛生活動の実態について総点検を実施すること
- 2 事業場の安全衛生管理体制を確立するため、安全管理者、安全衛生推進者、安全推進者等にその職務を確実に実行させること
さらに、活動結果について安全衛生委員会等で検討し、改善点について速やかに対応すること
- 3 雇入れ時教育をはじめとする安全衛生教育の実施を徹底するなど、労働者の危険に対する意識、安全確保に対する意識を高めること

平成30年4月17日

厚生労働省

北海道労働局長 福士 亘

北海道で働くみなさまへ

(安全のお願い)

平成29年に、北海道では81人の労働者が労働災害で亡くなり、残念ながら2年連続で全国ワーストワンとなりました。

今年に入ってから死亡労働災害は減少せず、3月末ですでに17人が亡くなられています。

職場において尊い命が失われることはあってはいけません。

毎日無事に帰宅して、いつもどおりに家族や友人との日常の生活が続くよう、一人ひとりがつねに「安全第一」を心がけ、職場での死亡労働災害ゼロを目指しましょう。

厚生労働省

北海道労働局長

福士 亘

平成29年における死亡災害発生状況

平成29年1月～12月末 確定値

北海道労働局

業種	平成29年		平成28年同期		対前年比較			
	死亡者数	構成比 (%)	死亡者数	構成比 (%)	全件数		交通事故を除く	
					増減数	増減率	増減数	増減率
全産業	81 (12)	100.0	77 (21)	100.0	4	5.2	13	23.2
製造業	8 (1)	9.9	7 (0)	9.1	1	14.3	0	0.0
鉱業	2 (0)	2.5	1 (0)	1.3	1	100.0	1	100.0
建設業	23 (6)	28.4	30 (8)	39.0	-7	-23.3	-5	-22.7
交通運輸事業	2 (0)	2.5	1 (0)	1.3	1	100.0	1	100.0
陸上貨物運送事業	10 (2)	12.3	13 (11)	16.9	-3	-23.1	6	300.0
港湾運送業	0 (0)	0.0	0 (0)	0.0	0	-	0	-
林業	5 (0)	6.2	5 (0)	6.5	0	0.0	0	0.0
その他の事業	31 (3)	38.3	20 (2)	26.0	11	55.0	10	55.6

(注)1. 本統計は死亡災害報告に基づき、上記期間について集計したものである。

2. 死亡者数欄の()内は、交通事故による死亡者数で、内数である。

3. 本年については集計期間中の把握件数であり、昨年については集計期間中の発生件数である。

平成26年度災害被害状況調査報告書

国土交通省

国土交通省 国土政策課

業種	被災者数		被災割合		被災者数	被災割合	被災者数	被災割合	被災者数	被災割合	被災者数	被災割合
	人数	割合	人数	割合								
農業	10	22.0	11	22.0	10	22.0	11	22.0	10	22.0	11	22.0
畜産	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
林業	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
漁業	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
製造業	1	100.0	1	100.0	1	100.0	1	100.0	1	100.0	1	100.0
建設業	1	100.0	1	100.0	1	100.0	1	100.0	1	100.0	1	100.0
サービス業	1	100.0	1	100.0	1	100.0	1	100.0	1	100.0	1	100.0
その他	1	100.0	1	100.0	1	100.0	1	100.0	1	100.0	1	100.0
合計	13	2.5	14	2.5	13	2.5	14	2.5	13	2.5	14	2.5

(注) 1. 被災者数は、被災者調査票に基づき算出されたものである。
 2. 被災者数は、被災者調査票に基づき算出されたものである。
 3. 被災者数は、被災者調査票に基づき算出されたものである。

国土交通省 国土政策課 国土政策課

第13次労働災害防止計画

厚生労働省 北海道労働局

計画期間 2018年度から5か年間

I【計画の目標】（2017年と比較して2022年までの目標）

① 死傷災害防止対策

死亡災害：20%以上減少

死傷災害：5%以上減少

重点業種
(死亡対策)

- 建設業
- 製造業
- 林業

重点業種
(死傷対策)

- 陸上貨物運送事業
- 小売業
- 社会福祉施設
- 飲食店

② メンタルヘルス対策等

メンタルヘルス対策

メンタルヘルス対策の取組を行っている事業場の割合を80%以上にする。
(労働者50人以上及び特定9業種の30人以上50人未満の事業場)

腰痛対策

第三次産業
陸上貨物運送事業

腰痛による死傷者数を5%以上減少させる。



II【死亡労働災害の撲滅を目指した対策の推進】

建設業

- 墜落・転落災害防止
- 建設機械・クレーン災害防止
- 降積雪期の労働災害防止対策
- その他の対策

製造業

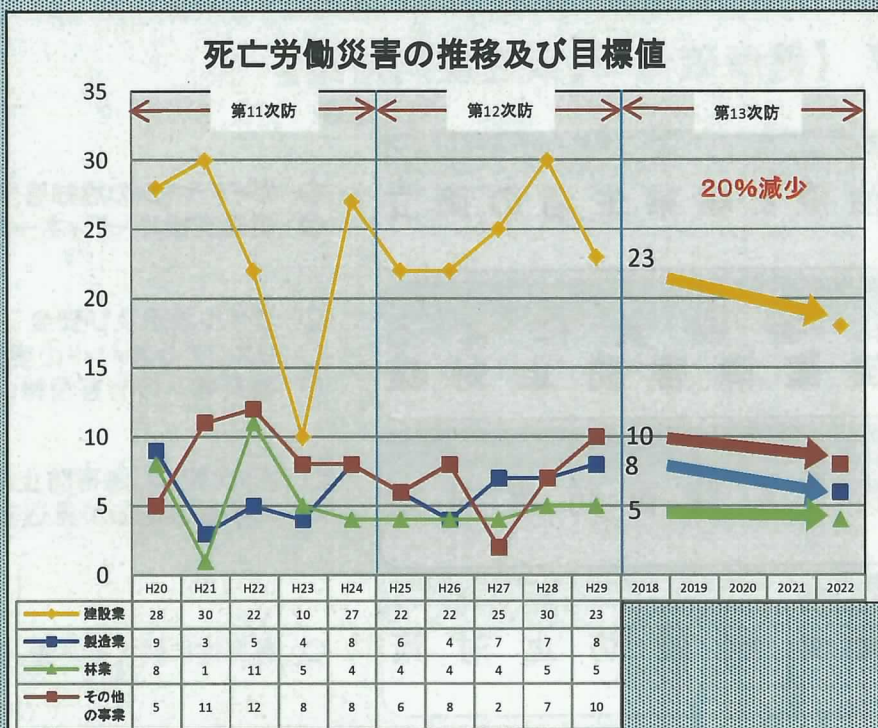
- 施設、設備、機械等に起因する災害等の防止
- その他の対策

林業

- かかり木処理を含む伐木造材作業の安全対策
- 振動障害予防対策
- 安全教育の強化
- 関係機関との連携、法令改正の周知

その他の業種

- 港湾貨物運送事業
- 農業・畜産、水産業



Ⅲ 【過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進】

労働者の健康確保
対策の強化

- 法定の健康診断やその結果を踏まえた事後措置の徹底
- 産業医等への健康情報提供による面接指導・相談の確実な実施

過重労働による健康障害
防止対策の推進

- 時間外労働の上限規制による過重労働の防止
- 医師による面接指導の実施、労働時間の客観的把握

職場におけるメンタルヘルス
対策等の推進

- 産業医等による健康相談の確実な実施
- メンタルヘルスについて相談を受けられる職場内外の環境整備
- 高ストレス者に対する医師の面接指導等による不調の未然防止
- 集団分析結果を活用した職場環境の改善
- パワーハラスメントの対策の周知啓発

Ⅳ 【就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進】

災害の件数が増加傾向に
ある又は減少が見られない
業種等への対応

- 陸上貨物運送事業
- 第三次産業
- 農業・畜産業
- 水産業

業種横断的な取組

- 交通労働災害防止対策の推進
- 転倒災害の防止対策の推進
- 冬季特有の労働災害の防止対策の推進
- 腰痛の予防対策の推進
- 熱中症の予防対策の推進
- 高齢労働者等の労働災害防止対策の推進

雇用形態の違いにかかわら
ない安全衛生の推進

- 安全衛生教育、健康診断の実施
- 安全衛生委員会への参画

Ⅴ 【健康確保・職業性疾病対策】

治療と職業生活の両立

- ガイドラインの周知啓発による企業の意識改革、支援体制の整備
- 両立支援コーディネーターの養成等による相談支援体制の充実

化学物質による
健康障害防止対策

- ラベル表示及び安全データシート(SDS)の入手、交付の徹底
- リスクアセスメントの実施とその結果に基づく作業改善
- 事業者への有害情報の提供、労働者への労働衛生教育の徹底

粉じん障害防止対策

- 第9次粉じん障害防止総合対策の推進
- 工事量の増加が見込まれるトンネル工事従事者の健康確保

受動喫煙防止対策

- 有害性に関する啓発、禁煙・空間分煙等対策の普及・促進